

韓国における大統領記録の管理と大統領記録館の設立構想

金 慶 南
(翻訳：吉沢佳世子)

【要 旨】

本稿は、韓国における大統領記録物の管理と大統領記録館の設立に関する経過と展望について、既存の研究や議論をふまえ、論じたものである。まず、歴代大統領別に、大統領記録管理の規定、政府及び民間が所蔵する大統領記録物の状況を具体的に検討することによって、政権の変動が記録物に隠蔽や毀損などの深刻な影響を及ぼしていることを提示した。第二に、大統領記録の引継・引受について、現行の記録物管理法に照らして検討し、その実施による収集成果、問題点についてみた。第三に、民間で所蔵される大統領記録物と民間設立による大統領記録に関する施設の経緯をたどって、従来の大統領記録館設立のための法律規定と未備点を検討しつつ、今後の韓国における大統領記録館設立の方向性を探った。韓国大統領記録物の管理と大統領記録館の設立の動きは韓国における民主化の発展とともに歩んできたものであることをふまえて、政府レベルでの諸課題遂行が重要である。

【目 次】

- I. はじめに
- II. 歴代大統領別の記録管理制度
- III. 「記録物管理法」制定と大統領記録物の移管
- IV. 民間所蔵大統領記録物の由来と大統領記録館の設立方策
- V. 結論

I. はじめに

韓国の大統領記録物管理と大統領記録館設立についての議論は、朴正熙大統領記念館設立、公共機関の記録物管理に関する法律（1998年12月制定、以下〔記録物管理法〕と略）による金大中大統領記録物の移管、金大中大統領図書館設立などによって、学会や市民団体の関心が高まる中で展開された¹⁾。しかし、まだ一部の関係者達を除いた国民の認識の中では大統領記録

1) 学会や市民団体の関心は大きく二つに集約される。一つは朴正熙大統領記念館設立について、もう一つは金大中大統領記録物の移管についてである。記録物管理法には大統領記録館という用語で定義されているが、民間においては大統領記念館、大統領図書館などという用語が使用されている。本稿では大統領記録館という用語を主に使用するものとし、固有名詞や意味疎通に必要な場合は大統領記念館や図書館という用語を使用する。

物管理、大統領記録館という用語は耳慣れないものだろうと思われる。

韓国の大統領記録物は政府樹立以後の激動の政治史の中で、隠匿、破棄、流出によって万全な管理がなされ得なかったが、記録物管理法制定とともに政府と学界の問題提議と政策樹立によってようやく軌道に乗り始めた²⁾。

記録物管理法によれば、大統領記録物とは、「大統領とその補佐機関において職務遂行に関連して作成された全ての記録物」であり、大統領記録館は「大統領記録物を管理するための機関」として中央記録物管理機関である国家記録院の傘下に設置することができる。

しかし、行政府の大統領記録物が中央記録物管理機関に移管されうる制度的基盤ができたとはいえ、現行法律上では大統領記録物を安全に管理するにあたって幾つかの限界がある。

第一に、大統領の退任時、全ての大統領記録物が中央記録物管理機関に移管されず、次期大統領が前職大統領の記録を側に置いて利用できる権利があるということである。そのため政敵によって政権が倒れた場合、より核心的な記録物が隠蔽あるいは隠滅されるといった恐れがある。

第二に、毎年大統領とその補佐機関で作成される大統領記録物は国家記録院に通知されることになっているが、核心的な記録物についてはチェックが難しいのが実状である。したがって既に通知をうけたものよりもはるかに多量の大統領記録物が実際に移管される可能性が高い。

第三に、記録物管理法は、記録物を30年間非公開にできる規定を盛り込んでいる。しかし「国会における証言・鑑定に関する法律」では、資料が要求された場合、「いかなる法律にもかかわらず」資料を提出しなければならないとあるため、大統領記録物を根本的には非公開・保護することができないといった矛盾がある³⁾。このため、核心的な記録物は依然として隠滅される、あるいは未登録となるしかない蓋然性があるといえよう。

こうした問題は、これまでの韓国の大統領記録物と大統領記録館の研究において提議されてきた。それは主に、大統領記録館(あるいは大統領記念館)設立についての議論、大統領記録物の収集についての議論、大統領記録物管理の一般的概要についての議論に集約される。

まず、大統領記録館設立についての議論である。現行の記録物管理法令では、中央記録物管理機関の傘下到大統領記録館を設置することができると規定されている。しかし、記録物管理法令が施行されたものの中央記録物管理機関の記録管理すらもまともに行われていないという状況であったため、大統領記録館についての議論は、朴正熙大統領記念館の設立にたいする異議申し立てから始まることになる。以後、大統領記録物を体系的に管理するために主に米国の大統領記録館の事例を中心に検討され、大統領記録館設立を提案する研究が続いた⁴⁾。

次に、大統領記録物の収集についての議論である。収集についての議論は記録物管理法制定

2) 大統領記録物の流出や廃棄といった管理の不備については多くの論文で述べられている。李昇輝「大統領記録物の保存とその課題」(特集2002年政治変動と国家記録物管理)『記録学研究』6、2003年、参照。政府の大統領記録物管理に関する問題認識は、記録物管理法に依拠して、2003年1月から2月までの間に、初めて法的に金大中大統領記録物の移管過程で具体化された。拙稿「政府の大統領記録物管理実務」『記録保存』第16号、政府記録保存所、2004年、参照)。

3) 「国会での証言・鑑定等に関する法律」第9条2項、4項。記録物管理法に保護条項を追加することを懐疑的にみる見方としては、呉恒寧「青瓦台記録、国政の宝庫なのか熱いジャガイモなのか」『憲政』通巻249号、2003年3月、参照。

以前に作成された歴代大統領記録物と、制定以後進行した第15代金大中大統領記録物についての議論に集約される。この議論もまた実際に法律が施行される過程で提起される問題点を指摘しながら進められてきたのであるが、これ以後、大統領記録物の移管をめぐる議論はさらに一歩進んだといえよう⁴⁾。

三つめに、大統領記録物管理の制度的な装置についての議論である⁵⁾。韓国の大統領記録物管理は記録物管理法第13条、同法施行令第28条によって施行されている。しかし、この条項だけでは大統領記録物の特殊性をカバーすることができない。特に非公開保護問題は大統領記録の永久保存に深刻な影響を及ぼす問題で、これに対する制度的な装置が実際に必要となるため、議論を行って解決策が提示されなければならない。

このように韓国の大統領記録物管理と大統領記録館については、法律の施行、そして法律でカバーできない部分への制度的装置などの問題について本格的に議論を展開し、国民的合意を形成しなければならない。なぜならば、長期にわたって民間に流出していた大統領記録物は原本の毀損が深刻になり、さらには民間で大統領記念館ないしは大統領図書館を既に設立あるいは設立準備中であるためである。はたして、韓国において大統領記録物はどのように管理されなければならないか、大統領記録館はどのように、いかなる方式で設立されるべきなのかについての研究を充分に進める必要がある。

具体的には、大統領記録館の目的、機能、民間所蔵大統領記録物を含めた所有権・統制権の確定、民間の大統領関連図書館類と大統領記録館の関係を明確にすることなどである。これに加えて、現在、大統領記録館設立をめぐる議論は米国の大統領記録館の実例を中心に行われているが、韓国における現実を踏まえてどのような目的でいかに設立するのかといった議論も十分に積み重ねていく必要がある。

また、民間に所蔵されている大統領記録物は、大統領記録館の実質的な主内容を構成するのであるが、現行の記録物管理法令には「中央記録物管理機関傘下に大統領記録館を設置することができる」という任意規定以外には特定の規定がないのが実状である。したがって民間に散在している大統領記録物は国家の大統領記録館設立政策に何としてでも反映されなければならない。

このような問題意識と研究成果をふまえて、本研究は、民間所蔵大統領記録物、政府所蔵大統領記録物、大統領記録館設立の現況を検討し、政府及び民間所蔵の大統領記録物（特に前職

4) 朴賛勝は、朴正熙大統領記念館設立について、大統領についての記念館という形態よりも、長期的なビジョンをもって大統領記念館を設立すべきだと提案した。同「歴代大統領記念館設立を提案する」『歴史と現実』34、2002年。このほか、大統領記念館設立については以下を参照。キム・ソンス、徐忠蘭「大統領記録館の設立および政府記録保存所の位相に関する研究」『韓国記録管理学会誌』第2巻第1号、韓国記録管理学会、2002年；郭健弘「大統領記録管理機構の機能と役割」『記録学研究』4、2002年；李昇輝前掲論文；イ・サンミン「大統領記念館の設立と運営方向：米国外大統領記録館の事例と教訓」『韓国記録管理学会誌』第1巻第2号、2001年。

5) 前掲拙稿；洪源基「大統領記録物移管および収集」2004年、韓国外国語大学校碩士論文。

6) 郭健弘『韓国国家記録管理の理論と実際』歴史批評社、2003年；イ・ウォンギョ『韓国記録物管理制度の理解』ソウル、真理探究、2002年。クォン・ヨンジュ「大統領記録物関連法制改善方案」発題文、行政改革市民連合、2003年6月、等。

大統領や前職主要職位者が所蔵している記録物)を、政治的変動が目まぐるしい韓国のような状況下でいかに管理するのかについて、大統領記録館の設立と関係させてその方向性を提示することを目的とする⁷⁾。

本文の構成は、まず歴代の大統領記録物管理制度について初代李承晩政権から各大統領別に大統領記録管理の規定、政府および民間所蔵大統領記録物の現況などを検討する。特に政権の変動が記録物に及ぼす影響を念頭に置きたい。第二に、現行の記録物管理法の制定による最初の大統領記録の移管について検討する。第三に、民間で所蔵される大統領記録物と民間で設立されている大統領関連記録館の由来を探って、大統領記録館設立のための法律規定と不備な点を検討しつつ、韓国の大統領記録館設立の方向性を提示しようと思う。

II. 歴代大統領別の記録管理制度

1. 李承晩政権

李承晩政権は1948年から1960年にかけてであり、大統領を初代から第3代まで歴任した。この時期は日本の植民地支配を脱して新しい政治体制を創る重要な時期であった。結局、解放から3年後の1948年、大韓民国が誕生したことで南北で互いに異なる政治体制が樹立されることになったが、李承晩政権の政治形態は、基本的に大統領中心で、そこに議院内閣制の要素が混合する変形した大統領制であったといえる⁸⁾。解放以後の李承晩政権は米国依存による南韓単独政府の樹立と反民族処罰特別委員会による親日派人士清算の失敗などで政治的激動を経験することになる。

大統領記録物の管理に関して最初に規定されたのは、1949年に制定された「政務処務規程」である(大統領訓令第1号、1949年7月15日)。大統領記録物管理に関連した規定は次のとおりである。

(第8条) 国务会議の議決または大統領・国务総理の決裁を経た文書は特類とし、長官が専決した文書は甲類、次官・局長が専決した文書は乙類、その他は丙類と区分する。

(第15条) 大統領、副統領および国务総理に届く文書は全て統務処文書課を経て接受する。

(第69条) 完結文書は特に規定したものを除外してその保存期間を次の4種とする。但し保存の必要がない文書は決裁を経てこれを廃棄する。

甲種：永久保存、乙種：10年、丙種：3年、丁種：1年

この規程は植民地期の朝鮮総督府が定めていた文書管理規程と大同小異であり、大統領決裁

7) 本稿は、筆者が所属する機関の意見ではなく筆者個人の意見であることをお断りしておく。

8) 単院制国会で大統領を選出し、国会の承認を受けて大統領が任命する国务総理を置くという、大統領制に議院内閣制の要素が加味された政府形態となった(ペ・チャンボク「大統領中心制に関する研究－米国大統領制と韓国大統領制の比較を中心に」『社会科学論叢』Vol.17、明知大学校社会科学研究所、2001年、P252。

文書は特類として管理されるように規定されていた。大統領関連文書は全て総務処文書課を通して接受し、完結した文書は総務課で引き継ぐようになっていた⁹⁾。

このような記録物管理規定にもかかわらず、この時期の国家記録物管理は、左右の思想対立が尖鋭に展開しつつ記録は「保存されねばならない」記録ではなく、「隠したり廃棄されねばならない」記録として認識されていった。さらに、朝鮮戦争によって多くの大統領記録物が紛失するという歴史的事実を経験した¹⁰⁾。すなわち、李承晩政権期の記録物管理がしかるべく行われなかった要因として、以下のような点をあげることができる。

第一に、解放以後、南韓単独政府樹立による政治的混乱により記録物廃棄が蔓延したこと、第二に、1950年6月25日に始まった朝鮮戦争で多くの国家記録物が消失したこと、第三に、朝鮮総督府の規程をそのまま踏襲して米軍政期の国家記録物も引き継がれなかったために、記録管理の伝統が断絶したこと、さらに第四に、四・一九革命による李承晩政権崩壊で記録の一部を廃棄したり重要な記録を私邸へ持ち去って行ったことも重要な要因となった。

したがって、李承晩政権期の記録は国家に完全な形として残っておらず、相当数の重要な記録が廃棄されたかまたは国内外にある関連学校や遺族のもとなどに保有されるにいたっている。

それでは、現在まで把握されている限りで政府と民間に所蔵されている李承晩大統領記録物の実態について見てみよう。まず国家記録院に保存されているものは全8,644件であり、主に大統領法令裁可の原本、大統領秘書室作成裁可文書、親書綴などが不完全な形で残っている¹¹⁾。とはいうものの、これらの記録は、日本の植民地支配の圧迫から脱して間もなく分断された大韓民国の初期政策を見ることができると重要な記録である。

公開された記録の中で重要な文書は、朝鮮戦争の過程で首都ソウルを奪い返した談話を収録した「首都入城について」（1950年決裁）、最初に入選問題を扱った決裁文書「入選問題に関する綴」（1948年）、朝鮮戦争時に作成された「南北同胞は協助せよ」（1950年）などがある。視聴覚記録としては、初代大統領就任式、大韓民国政府樹立慶祝式（写真）、李承晩大統領下野声明（オーディオ）、南北韓休戦協定調印（映画フィルム）などがある¹²⁾。

第二に、民間に所蔵されている李承晩大統領関連記録物としては、延世大現代韓国学研究所内の雲南館と中央図書館5階の雲南史料館に所蔵されているものが代表的である。主に行政文書類、外交文書、演説文、書信などが所蔵されており、研究論文・書籍・新聞スクラップなどが保存されている。雲南館には大統領就任以前の上海臨時政府時代の書簡、写真などの各種記

9) この規定は朝鮮総督府の処務規定及び公文書規定と形式面、内容面で類似していた。詳細は、李吳龍「韓国の近現代記録管理制度研究 - 1894～1969」（2002年中央大大学院博士学位論文）P164、参照。

10) 大韓民国の大統領制は、厳格な権力分立主義に依るものではなく、不均衡な権力分立によって変形された大統領制が継続され、法治主義は形式にすぎなかった（姜京根「大統領職交替と政府権力の課題」『憲法学研究』第8冊第4号、2002年、pp121～122）。このため法律があっても守られないといった伝統が続いた。さらには朝鮮戦争で記録物は戦火の中に消えて行ってしまった。この問題については別途に研究が進められなければならない。

11) この章であげる大統領所蔵記録物についての件数は、すべて2004年末現在のものである。

12) 国家記録院ホームページ「歴代大統領記録館」（<http://www.archives.go.kr/president/index.html>）李承晩大統領の資料室を参照。

録物が所蔵されており、雲南史料館には大統領時期の行政文書類、外交文書、演説文、書信などが所蔵されている。また、李承晩大統領関連記録物は、イギリスやアメリカなどの海外にいる当時の秘書たちや関係者が所蔵している場合もある¹³⁾。

このほかにも、李承晩大統領関連記録は鎮海海軍士官学校の中にある鎮海別荘、済州島にあるパラダイスホテルなどにも展示されている¹⁴⁾。

2. 尹潽善・張勉内閣政権

尹潽善・張勉内閣政権は、1960年の市民と学生たちによる四・一九革命の成功によって成立した政権である。1960年8月から1962年3月まで、尹潽善大統領は第4代大統領として第二共和国大統領の座にあった。第二共和国の政府形態は議院内閣制であったが、韓国的状況下で、議院内閣制は効率的な国家経営や危機対処に弱みを見せ、深刻な社会の亀裂を生じさせた。また軍部内クーデターの陰謀を事前に察知しながら、これを粉碎するだけの能力がなかった。尹潽善・張勉内閣は軍部クーデターによって間もなく崩壊した¹⁵⁾。したがってこの時期の記録物管理はさらに一層混乱せざるをえなかった。軍部クーデターによって大統領すらも命を保全できない政局の混乱期にあった。

ところで内閣制実施にともない、1961年9月13日に政府公文書規定が制定された(閣令第137号)。大統領と最高決定権者の記録の管理に関する主要な内容は以下のとおりである。

第10条(公文書の分類) 閣議の議決または大統領・内閣首班の決裁を経た文書は特類とし、長官が専決した文書は甲類、次官・局長が専決した文書は乙類、その他の文書は丙類とする。

第19条(秘密文書) 秘密文書に関する取扱いおよび標識要領は別途制定する公文書保安規定による。

第47条(最高会議との往復文書など) 特類および甲類文書の決裁は総務課長を経なければならない。各機関で最高会議と往復する文書は内閣事務処を経なければならない。

第48条(特類文書の決済) 特類文書の決済は内閣事務処総務課を経なければならない。但し緊急を要するものは例外とする。

第58条(保存期間) 特類は永久、甲類10年、乙類3年、丙類1年とする。

第59条(公文書の引継)

終結した文書は主務課において毎年3月末と9月末日限(会計に関するものは翌年6月末日とする)でこれを総務課または内閣執務処に引継ぐ。

但し主務課において必要な編纂文書と官報類その他の公報は主務課において保管する。

13) フランチェスカ夫人の秘書の夫は、所蔵していた李承晩大統領及びフランチェスカ夫人の写真、親書などを在韓英国大使館を通じて国家記録院に寄贈した(英国居住、2004年寄贈)。

14) 李承晩大統領の鎮海別荘には、当時使っていた、行政博物資料として分類できる記録が展示されている。経年劣化が進み、いずれも永久保存するための保存処理が急務であるのが実情である。大統領関連行政博物資料は記録物としてまだ法律的に定義されていないが、現在国家記録院で改訂中である。

15) ハン・スンジュ『第二共和国と韓国の民主主義』鐘路書籍、1983年、p197。

このように閣議の議決または大統領、内閣首班の決裁文書の特類として永久保存するものと規定した。

ここで注目されることは、この規程が1961年9月、すなわち朴正熙の五・一六軍事クーデターの時期にこの規定が施行されたという点である。朴正熙軍部政権は尹潽善大統領と張勉内閣首班の決裁文書をこの規程を通じて管理しようとしたのではないと思われる。

このような規程にもかかわらず尹潽善大統領期の記録物は重要な政策決定過程の記録がほとんど残っていない。それはこの時期がそれほどまでに政治的混乱期であったことをあらわしており、大統領記録管理も正常に機能していなかったといえる¹⁶⁾。

国家記録院に所蔵されている尹潽善・張勉内閣関連記録物は、1960年8月から1962年3月までの約1年6ヶ月の間に作成されたが、各部処で作成した裁可文書1,533件、視聴覚記録468件、合計2,001件である¹⁷⁾。記録物の内容は法制処で作成された法律制・改訂関連裁可文件が大部分である。

主要記録としては、「民主反逆者に対する刑事事件臨時処理法」（1960.10.13）、国会議員張勉を国務総理に指名して民議院の同意を要請した「国務総理指命についての民議院の同意要請に関する件」（1961.4.17）などといった文書があり、視聴覚記録としては、大統領下野時記者会見の様相（写真）、大統領就任式（オーディオ）などがある¹⁸⁾。

民間に所蔵されている尹潽善大統領関連記録物の中で代表的なものは、大統領の遺族が所蔵している記録物である。約2,600件で国家記録院に委託保存されている。一部在任時期の記録物も含んでいるが、主に大統領在任以前および以後の時期の記録物が中心である¹⁹⁾。インターネットでは尹潽善大統領の家門である海平尹氏家門のサイトで、大統領の親筆就任辞、各種雑誌の掲載記事などを提供している²⁰⁾。

民間に所蔵されている張勉内閣首班関連記録物には、張勉総理が残した著書、訳書、演説文と寄稿文などがあり、視聴覚記録としては、第二共和国期の国政記録写真・民権守護闘争写真、四・一九革命写真などがある。特に、五・一六軍事クーデター関連記事集成や関連証言なども所蔵されている²¹⁾。

16) 遺族の証言によれば、「尹大統領は周囲の人々が傷つくのが心配で、必ず主要記録は燃やした」という。

17) 国家記録院には、張勉内閣についての記録は一部尹潽善大統領記録に含まれており、一部は各機関の記録物と共に編纂されていて、別のものとして分類されていない。

18) 国家記録院ホームページ歴代大統領記録館 (<http://www.archives.go.kr/president/index.html>) 尹潽善大統領資料室参照。国家記録院では張勉内閣首班関連記録を尹潽善大統領記録に含めて管理している。

19) この記録物群は現在国家記録院において整理中であり非公開の状態管理されている。以下歴代大統領記録物の収集については、国家記録院『ここ一年間における政府記録保存所成果報告』2004年、参照。

20) http://www.yunposun.com/reference_doc.htm

21) http://unsuk.kyunghee.ac.kr/jangmyun_2004/d_frameset.htm

3. 朴正熙・崔圭夏政権

1) 朴正熙政権

朴正熙政権は、1961年の五・一六軍事クーデターで張勉内閣を打倒して樹立された軍事政権である。朴正熙は1962年から1979年まで約18年間、第5代から第9代大統領を歴任した。しかし、クーデターで権力を握ったため、尹潽善・張勉政権の主要記録は全く受け継ぐことができなかったとみられる。

執権初期の1963年11月22日、政府は公文書規程を改訂した。「政務公文書規程改訂の件」(閣令第1645号)において大統領と関わる規定は第54条「大統領等との間で往復する文書」である。この規定によれば、大統領・内閣首班との間に往復する文書、国家再建最高会議または大法院(最高裁判所)との間に往復する文書は「特殊なものを除き」これを受発する場合は内閣事務処を経由しなければならないとされている。

ここで注意しなければならないのは、「特殊なものを除き」という部分である。この文言を逆に見れば、特殊な文書は内閣事務処を経由しなくてもよいということになる。すなわち、重要文書は大統領の手許に直接渡されることが可能と解釈できる。したがってこの規程によれば、大統領の特殊な文書は政府公文書規程の範囲外に置くことも可能であった。

この他にいかなる規程もないため、大統領記録の永久保存の側面から見ると、大統領の意図によって左右される危険きわまりない記録管理規程であった。この規程は1987年までそのまま継続しており、重要文書についての大統領独占権が強かったということがいえる。

国家記録院には朴正熙大統領関連記録物が全38,512件(2004年末現在)が所蔵されている。大統領秘書室及び各部処で作成された裁可文書26,408件、視聴覚記録12,046件、行政博物67件などである。朴正熙大統領記録物の特徴は、大統領秘書室で作成した記録だけではなく、各機関で作成した記録物が多様に残っているということにある。

公開された記録のうち、主要裁可文書には、1960年代輸出振興の総合施策を指示した「総合輸出振興施策」(1965.01.19)、「韓日協定批准書交換に臨む談話文」(1965.12.18)などがあり、視聴覚記録には、「朴正熙大統領米国訪問」(1965.5)、「非常戒厳令宣布」(1972.10.17)などをはじめ、陸英修女史逝去(1974.08.17)、高速道路建設、セマウル運動、家族関連写真などがある²²⁾。

長期執権故に、朴正熙大統領の関連記録は歴代大統領に比べて相対的に多くの記録物が保存されている。しかし通常の大統領と同様、政策樹立過程で報告された内容ではなく決定についての決裁書類のみが残っているため、記録物の作成段階での流れを把握することは困難である²³⁾。

一方この時期、大統領秘書室では大統領記録物を独占的に管理していたが、1969年政府記録保存所(現在の国家記録院)が設立されて各機関がそれぞれに保管していた記録を総合的に収集・保存・活用できるようになり、政府の記録管理上の新たな契機となった²⁴⁾。

22) <http://www.archives.go.kr/president/index.html>参照。

23) この点については、李永鶴「韓国近現代史と国家記録物管理」『記録学研究』6、韓国記録学会、2002年、pp.273~274、参照。

24) 1969年に設立された政府記録保存所は、現在の国家記録院になるまで緩やかに発展続けた。1960年代末まで政府次元の記録管理機構は総務処秘書室文書課から、内閣事務処総務局総務課、総務処総務課などに移り変わった。詳しくは、李奘龍前掲論文 pp.152~155、参照。

2) 崔圭夏政権

1979年10月26日に朴正熙大統領が暗殺された。以後、全斗煥国家保衛非常対策委員会委員長を中心とした新軍部の軍事クーデターの中で、1980年統一主体会議において補欠選挙が実施され、崔圭夏大統領が選出された。崔圭夏大統領は、1979年から1980年まで約一年間、第10代大統領の職にあった。崔圭夏大統領期は軍部政権の間で一番緊張した時期ともいえる。したがって、大統領秘書室で作成した記録は国家記録院にほとんど残っておらず、全2,610件である。このうち裁可文書1,321件は殆ど法制処で作成された法律制・改定関連文件である。朴正熙大統領の急死によって残された記録物は国家で管理することとなった。

国家記録院で所蔵し公開されている主要裁可文書には、中央情報部長金載圭の免職に関して崔圭夏大統領の権限代行が署名した「人事発令案」（1979.10.26）、「光州事態被害復旧推進状況報告」（1980.6）などがある。視聴覚記録には「大統領中東巡訪行事」（1980.5.10）、「時局に関する発表」（1979. オーディオ）などがある。

この時期には記録物管理について別途規定されたものがない。民間で崔圭夏前大統領秘書室に一部所蔵されていると推測されるが、現在までのところ把握できていない。軍部政権交代期における重要な事件についての最高決定者の記録がないということは歴史的事実を再構成する際、深刻な支障をきたすと考えられ、この時期の記録を関係者たちの口述録取を通じてでも永久保存することが重要な価値をもつと思われる。

4. 全斗煥・盧泰愚政権

1) 全斗煥政権

1980年の五・一八光州民主化運動を抑圧して政権を獲得した全斗煥大統領は、1980年から1988年までの7年間、第11代、第12代大統領を歴任した。80年代を支配してきた険しい社会の雰囲気の中で民主化運動は持続され、混乱の政治的状況が展開し、経済的にはいわゆる三低現象によって資本主義の成長が進行した。資本主義発達によって情報の蓄積がすすみ、軍部政権を打倒しようとする民主化の進展によって国家記録物管理に対する関心も高まった。

1980年の青瓦台の秘書室職制改編とともに、秘書室に統治史料室を設置し、大統領記録物を整理して記録するようになった。また、1987年に「政府公文書規程」で大統領記録管理に対する条項を新設した。この規定第39条〈大統領の決裁を受けた文書についての特例〉第1項では「大統領の決裁を受けた文書（大統領に報告された文書を含む）は第32条の規定にかかわらず、総理令が定めるところによって政府記録保存所に移管して保存しなければならない」と規定された²⁵⁾。

この時期に大統領記録物を政府記録保存所に移管しなければならないという規程が本格的に登場したことには一定の意味がある。にもかかわらず全斗煥大統領は退任時に主要な資料を私邸に全部持ち去って行っており、記録管理制度の改善と政治的現実の間の距離があまりにもかけ離れていたことがわかる。

国家記録院に所蔵されている全斗煥大統領関連記録物は、大統領秘書室及び各部処で作成した裁可文12,701件と視聴覚記録26,181件、行政博物133件、計39,015件である。

25) 郭健弘前掲論文（2002年）p.7。

主要な裁可文書には、「国家司政業務基本計画」(1980)、「社会浄化推進専担機構新設計画案」(1980.10.16)などがあり、視聴覚記録には「レーガン・サッチャー・日本天皇等と首脳会談」、「ミャンマー事態特別談話」(1983.10.22)などがある²⁶⁾。

民間で所蔵されている関連記録物は、退任時に持ち出した全斗煥前大統領所蔵分が代表的である。彼は政権末期にトラック6台分を私邸に持ち去ったといい、現在はその目録の把握もなされていない状態である。

2) 盧泰愚政権

全斗煥政権末期の1987年6月民衆抗争で、大統領選出方式と長期執権に対する憲法改正がなしとげられた。当時執権党の代表だった盧泰愚は六・二九宣言を通じて大統領直選制を受容し、同年12月の大統領選挙で国民の直接投票により大統領に選出された。しかし周知のように、盧泰愚政権は軍部政権の延長であった。盧泰愚大統領は1988年から1993年まで5年間、第13代大統領の地位にあった。

記録管理制度の側面から見ると、1991年「事務管理規程」が制定された(注:1991年6月19日制定、大統領令13390号)。この規程には以前の「政府公文書規程」第39条がそのまま反映された。そして、「事務管理規程」第34条第1項²⁷⁾及び同施行規則第64条によって、政府記録保存所は各機関から大統領決裁文書、報告文書などに対して1年に2回、作成現況報告を受けることになった。

しかし、最も重要な大統領秘書室が作成した大統領記録はその対象から除かれており、大統領決裁文書に限って管理番号を付与して政府記録保存所で収集・保存した。したがって、大統領在任時に決裁されなかった一般文書、備忘録などの非公式記録については記録管理がしるべきになされていなかったのである。

国家記録院に所蔵されている盧泰愚大統領関連記録物は、大統領秘書室及び各部処で作成した裁可文書5,601件、視聴覚記録12,667件、行政博物68件、計18,336件である。このコレクションの特徴は、大統領秘書室の裁可文件が他の大統領に比べてきわめて少ない一方、写真オーディオなどの視聴覚記録は良く残っているということにある。

主要な裁可文書記録には、「'88物価安定総合対策案」(1988.3.9)、「オリンピック開催が経済に及ぼした影響」(1988.10.29)、「火炎瓶使用などの処罰に関する法律」(1989.6.16)などがある。視聴覚記録には、ソ連・米国訪問首脳会談、民政視察、ソウルオリンピック開幕式参加、時局関連特別談話などがある²⁸⁾。

朴正熙政権から全斗煥・盧泰愚政権は、権威主義的軍事政権という共通点を持っているということは周知の事実である。軍部独裁権力の長期間にわたる統治は、各級機関には大統領決裁報告文書について必ず作成現況を通報するようしておきながら、大統領記録物の核心を成す

26) <http://www.archives.go.kr/president/index.html>

27) 第34条1項(大統領決裁文書等にたいする特例)大統領の決裁を受けた文書(大統領に報告された文書を含む)は第28条の規定にかかわらず、総理令が定めるところによって政府記録保存所に移管し政府記録保存所で保存しなければならない。第34条は「記録物管理法」制定による大統領記録物管理規定が詳細に取り扱っているため、1999年12月7日削除された。

28) <http://www.archives.go.kr/president/index.html>

大統領秘書室の記録物については、私邸に持ち去られてしまう結果をもたらした（注：大統領記録を私邸に持ち去ったという点は当時の関係者の証言や言論報道に依拠しており、これについては別途確認作業が必要であろう。）

このように見ると、記録物管理法制定以前の大統領記録物関連の規程は、ほとんど大統領秘書室を除いた各機関用であったということが分かる。大統領制実施後も大統領記録物に関する作成当時からの記録管理とその保存の伝統が打ち立てられることはなかった。それは、規程上では作成現況報告と移管規定が定められているものの、退任の際には作成した大統領記録物を私邸に持ち去らざるをえないといった命の保証も覚束ない政治的状況と法律上の未整備が原因であったと推測される。

5. 金泳三政権

金泳三大統領は、長年の軍部政治を終わらせて文民政府を樹立した。1993年から1998年までの5年間、第14代大統領の地位にあった。民主化勢力が政権を掌握しながら歴史を正しく立て直す運動の一環で、全斗煥と盧泰愚、二人の前大統領を拘束し、ハナ会を分解した。以後、地方自治制の全面施行、金融実名制施行などで民主主義の雰囲気成熟していった。

大統領関連記録管理については、以前の規程である事務管理規程によって処理され、法律に関連して改定された事項は全くなかった。しかし、大韓民国政府樹立以来初めて、金泳三政権と金大中政権間の引き継ぎ過程とその内容について、次の金大中第15代大統領が政権引継白書を作ることで公式文書として歴史記録に残した点は大きな意義がある。

国家記録院に所蔵されている関連記録は、大統領秘書室及び各部処で作成した文書8,433件、視聴覚記録3,091件、行政博物110件、計11,634件である。このコレクションも他の大統領記録物と同じく、大統領秘書室で作成した裁可文書より法制処で作成した法律制・改訂関連記録が多数であり、写真・オーディオなど視聴覚記録が相対的に少ない。

主要裁可文書記録には、「社会間接資本投資企画団規定改革案」（1993.9.01）、「ボリス・エリツィンロシア大統領宛大統領親書」（1993.7.14）などがある。視聴覚記録には、「APEC首脳会議参加、クリントンと首脳会談」、「金融実名制特別談話発表」（1993.8.12）の写真、光州民主化運動関連談話発表（オーディオ）などがある²⁹⁾。

金泳三政権期の大統領関連記録物の受難は、任期末にレイムダック現象によって側近の腐敗が顕在化したこと、さらには1997年の通貨危機を切っ掛けにしたIMFからの外資融資によって経済的主権を失ったことと密接な関係があると見る事ができる。IMF事態を招いた責任の所在を明確にする必要があったが、記録の不在のため責任の所在を明らかにすることができなくなってしまった。財政経済部の外為管理政策に関わる文書も廃棄され、一部の公安機関ではトラック何台分かの機密資料が廃棄されたといわれる。

このように大きな事態に直面すると、当然に記録物が証拠として残ることになり、いわゆる「傷つくことになる」ので、できるだけ証拠記録を残さないことが慣行となってしまった。金泳三大統領も任期終了後、多くの大統領記録物を廃棄したり私邸に持ち去ったといわれている³⁰⁾。

29) <http://www.archives.go.kr/president/index.html>

Ⅲ. 「記録物管理法」制定と大統領記録物の移管

1. 金大中政権の「記録物管理法」制定

文民政府に続いて、長年の野党時代と民主化闘争を経た金大中政権が誕生した。金大中大統領は第15代大統領として1998年から2003年まで政権を担った。この時期はIMFの経済危機から抜け出すことが最大の政策課題だった。記録物管理に関しては、先に見たように大統領記録についての規程はあるものの、大統領ごとに退任後には主要記録を全て私邸へ持ち去ったという点や、国家記録物管理機関内部においても、記録物が評価もなされず流出するなど、多数の問題点が表面化していた。こうした問題に対して、学界の問題提議と国家機関の政策樹立によって1998年「記録物管理法」が制定されることとなった。この時期、主要推進政策100大課題が選定され、その一つが記録物管理に関する法律の制定であった³⁰⁾。

1998年12月「公共機関の記録物管理に関する法律」が制定された。これによって国家記録物を管理することができる制度的基盤は用意された。しかしその施行については遅々として進まない状況であった。中央記録物管理機関長の頻繁な人事交代と記録物管理担当者の専門性の不足などのため、記録物管理にたいする体系的で持続的な政策を担保することができなかった。

ところで、大統領記録物にかかわる法律条項は、第8条の大統領記録館、第13条の大統領記録物管理の2カ条項であり、施行令として第28条の大統領関連記録物管理条項がある。主な骨子は、中央記録物管理機関の傘下に大統領記録館設置ができることと、大統領とその補佐機関は業務遂行中に作成された全ての記録物を中央記録物管理機関である国家記録院に移管しなければならないというものである。しかし、次期大統領職引継委員会が備置する活用記録物に指定された場合は該当しないという規定があり、政敵が大統領に当選した場合、記録物が滅失される危険性が予想されるという点で限界を持っている。

金大中大統領関連記録物は、政府樹立以後「記録物管理法」によって初めて法的移管を行ったという点で特筆すべきであり、以前の大統領記録物とは違って大統領秘書室で作成されたものが主であるという特徴がある。

国家記録院に所蔵されている金大中大統領記録物は、大統領秘書室で作成された文書106,932件、視聴覚記録2万余件など、全156,910件である(注:この統計数値は移管時の公式的な統計であって、記録物の編綴や重複などにかんする整理が終了すれば数値が変動することが予想される)。このコレクションの特徴は、数量面で歴代大統領より多い数量であるが、大部分は請願資料で、報道資料・演説文・指示事項などといった、既にホームページに収録され公開された資料が主である。今後、青瓦台に残っている金大中大統領関連資料が移管されてはじめて完結したコレクションとなるだろう。

裁可文書記録には「第二建国委員会規定改正案」(2000.9)「生活の質向上企画団規定改正案」(1999.6)などがあり、視聴覚記録には、「ヨーロッパ巡訪」(2001.12.2~12.12)、「釜山アジア競技大会」(2002.9.29)、「南北首脳会談」(2000.6.13~5)などがある³¹⁾。

30) 李永鶴前掲論文、p.275。より詳細については、世界日報とインターネット参与連帯が企画した「記録がない国」記事シリーズ(インターネット参与連帯 www.peoplepower21.org)参照。

31) 1998年2月大統領職引継委員会において、記録保存法制定を〈新政府100大政策課題〉に選定。

しかし、広い意味での大統領関連記録物と見ると、金大中大統領関連記録物は民間でも所蔵されている。法的な手続きにより、公式記録は全て次期大統領と国家記録院に移管された。しかし、アジア太平洋財団が設立して延世大に寄贈された金大中大統領図書館には、在任時期のノーベル賞や在任以前の各種政治関連記録が所蔵されている。

このように、記録物管理法に基づく大統領記録物管理規程には、毎年の作成現況報告、次期大統領職引継委員会の備置活用、国家記録院移管規程がある。しかし次章で述べるように、大統領記録物の所有権、非公開保護、移管手続きといった問題についての法的未整備により、大統領が任期終了時に安心して国家機関に大統領記録物を全て移管させるには限界があると思われる。

2. 大統領記録物管理の法的根拠

1) 収集の根拠

大統領記録物収集にかかわる条項は、公共機関の記録物管理に関する法律第8条（大統領記録館）、第13条（大統領関連記録物管理）及び施行令第28条（大統領関連記録物の保存管理）である。

まず、記録物管理法第13条には、大統領とその補佐機関で作成・接受したすべての記録物は中央記録物管理機関の長（国家記録院長）が蒐集・保存するように規定されており、大統領記録物の無断廃棄・外部搬出禁止規定と毎年の作成現況報告義務規定を置いている。詳しくは次のとおりである。

〈史料1：公共機関の記録物管理に関する法律第13条〉

- ・ 大統領とその補佐機関が 대통령의職務遂行と関連して作成または接受したすべての記録物は、中央記録物管理機関の長がこれを蒐集し保存しなければならない。
- ・ 何者も第一項の規定による大統領関連記録物を無断で廃棄・毀損したり、保存している公共機関の外に搬出してはならない。
- ・ 大統領関連記録物を作成または接受した公共機関の長は、大統領関連記録物の円滑な蒐集及び保存のために、毎年、大統領関連記録物の目録を中央記録物管理機関の長に知らせなければならない。
- ・ 中央記録物管理機関の長は、大統領任期終了の六ヶ月前から任期終了までの期間中、第一項の規定による大統領関連記録物を蒐集して保存したり次の大統領に引継がれるように措置しなければならない。

上の規定によって大統領記録物管理のための基本的な法的根拠が作られ、第15代金大中大統領の記録物もこれに従って移管された。これは以前の事務管理規定と酷似しているが、変わった点としては、第一に、大統領とその補佐機関の大統領記録物は大統領任期終了時に移管を受け、各級機関の大統領関連記録物は一般文書とともに作成起算日から9年が経過した時点で移

32) <http://www.archives.go.kr/president/index.html>

管されるという点である。第二に、大統領秘書室の大統領記録物を国家記録院と次期大統領に引き継がなければならないという規定である。

2) 大統領記録物の範囲および移管

記録物管理法施行令第28条には、大統領記録物管理施行にかかわって大まかに三種類の詳細規定が置かれている。すなわち、大統領記録物の範囲、作成現況通報、そして大統領任期終了時の引継手続き、及び日程について具体的に規定されている。

第一に、大統領記録物の範囲は、従来は大統領が決裁ないし報告を受けた記録物に限定されていたが、記録物管理法ではその範囲がより拡大した。

〈史料2：大統領記録物の範囲：同法施行領制28条1項〉

- ・ 大統領が決裁したり報告を受けた記録物
- ・ 大統領とその補佐機関が作成または接受した記録物
- ・ 公共機関が大統領またはその補佐機関に提出した記録物の原本
- ・ 大統領または次官級以上の大統領補佐機関が参加する政策調整のための各種会議の議事録
- ・ 大統領の業務に係わるメモ、日程表、訪問者名簿及び対話記録、演説文原本など、史料的価値が高い記録物
- ・ 大統領の映像または肉声が収録された視聴覚記録物
- ・ 大統領家族の公約業務活動に係わる記録物
- ・ その他中央記録物管理機関の長が大統領関連記録物と指定した記録物

以上からも分かるとおり、施行令では大統領記録物の範囲をより明確に規定しており、大統領または次官級以上が参加する各種議事録、大統領の業務に係わるメモ・日程表など、殆ど全ての大統領の公約業務に係わる事項を網羅している。

第二に、作成現況通報にかんする規定を検討してみると、大統領記録物を作成または接受した公共機関の長は、当該記録物の作成または接受の業務が属する年の次年度6月30日までに大統領関連記録物の目録を中央記録物管理機関の長に提出するようになっている。但し大統領の任期が終わる年の前年度に処理された大統領関連記録物の目録は、大統領の任期が終わる年の1月10日までに提出しなければならない。

第三に、大統領任期終了時における大統領記録物の移管に関する手続きを検討してみると、次のとおりである。国家記録院長は、毎年把握した作成現況と大統領終了の際に把握した大統領関連記録物の目録を大統領の任期が終了する40日前までに、大統領当選者が指名する者に知らせなければならない。指名された者は、大統領任期終了20日前までに大統領関連記録物のうち中央記録物管理機関に移管せずに次期大統領とその補佐機関が継続して活用する必要がある記録物の目録を中央記録物管理機関の長に知らせなければならないと規定されている)。

以上で見たように、韓国の大統領記録物は、記録物管理法第8条・第13条、施行令第28条によって管理されている。記録物管理法・施行令によって、初めて大統領記録物の範囲が明確に

なり、中央記録物管理機関の所属の下に大統領記録館の設置・運営が可能となり、大統領秘書室で作成した大統領記録が大統領任期終了とともに中央記録物管理機関である国家記録院に移管されるよう規定された。いわゆる大統領記録物に対する公式的かつ体系的な管理の基盤が作られたのである。しかしながら、このような規定の実行過程で発生する具体的な施行規則と運営細則はまだ完全には整っていない。

3. 「金大中大統領記録物引継推進団」の活動と収集の内訳

国家記録院では、「公共機関の記録物管理に関する法律」施行後初めての大統領記録物移管に備えて、2002年7月から2003年3月までの間、Task-Forceチーム「金大中大統領記録物引継推進団」を組織した。それは大統領関連記録物を円滑に移管し保安統制区域で責任を持って業務を処理するためのものである。4つのチームがあったが、主に収集総括チームと電算保存チームで業務を推進した。大統領秘書室では、統治史料秘書室にいる秘書官をはじめ、派遣人員までを入れた必要人員4人が、「大統領記録物引継推進団」の性格を帯びて業務を遂行した³³⁾。

引継推進団の収集総括チームでは、推進団の構成及び運営を総括し、移管原則及び方法樹立、移管予定目録のとりまとめ、次期大統領職引受委員会への目録通報、大統領関連記録物の収集、大統領記録物の整理作業部屋設置のための予算・場所確保、大統領記録物専用書庫設置などの業務を担当した。電算保存チームでは、電子記録物移管及び保存・活用対策、記録物移管後の資料の電算保安対策考究、大統領記録物専用書架設置、引受記録物の保存容器製作支援などの業務を担当した。

引継推進団が本格的に稼動し始めたのは2002年8月以降である。'03年1月10日以前には、大統領記録物整理室及び本所専用書庫の設置、電子記録物の移管方式などに対する協議、法令上非公開とする保護条項の検討などといった業務を進行した。その間、大統領秘書室とは公式に3回の協議があり、何回かの出張などを通じて移管にともなう諸業務を推進したが、大統領記録物管理についての現法令の限界を認識しつつ引受推進過程は大きな難関があった。

2003年1月10日から国家記録院では、大統領秘書室資料館から第15代大統領記録物の目録を受けとった。同日、青瓦台公報室では、国家記録院で所蔵している歴代大統領記録物全12万余件よりも多い15万余件を移管すると発表した。

しかし、目録を受けとる過程はそれほど順調ではなかった。公開再分類に必要な時間が問題となり紆余曲折の末、一部秘密記録を除いた目録を受けとることができた³⁴⁾。記録院では、移管の手続きにしたがって、当時の統治史料秘書室で目録を受けとるとすぐに第16代大統領職引受委員会に目録を通知し、次期大統領秘書室には備置・活用記録物を選別した上で記録院に知らせた。

このような過程を経て2月24日、備置記録物は青瓦台に保存され、移管記録物は国家記録院に移管された。国家記録院長は、前任の統治史料秘書官と新任の国政記録秘書官の間で備置記録物が引き継がれるよう措置した。こうして、法律に規定された第15代金大中大統領記録物の

33) 金大中大統領記録物移管についての詳細は、前掲拙稿参照。

34) 第15代金大中大統領記録物の移管に関する内容は次を参照。2003年1月10日付『ハンギョレ新聞』、『中央日報』、『国民日報』および2003年1月11日付『東亜日報』。

移管が終わった。国家記録院に報告書類、請願書類、視聴覚記録など156,910件、青瓦台に秘密記録2万余件が移管された³⁵⁾。

IV. 民間所蔵大統領記録の由来と大統領記録館の設立方策

1. 民間の大統領記録と大統領記録館の設立由来

1) 民間所蔵大統領記録の由来

先に見たように、民間に所蔵されている大統領関連記録物の由来は、大きく二つある。一つは最大の作用を及ぼしたもので、政治的な報復に対する警戒心である。すなわち、大統領関連記録物の作成・統制・移管に対する規程があったにもかかわらず退任時に記録物を私邸に持ち去った決定的な原因は、政治的な報復に対する警戒心であったと考えられる。

このことは韓国の政権委譲過程を見れば明確である。すなわち、解放後の1948年、南には李承晩大統領による大韓民国政府が、北には朝鮮民主主義人民共和国が樹立されて南北韓に二つの政府が誕生した。1960年には、不正腐敗選挙に反対して展開された四・一九革命で尹潽善善大統領政権が樹立した。1961年には、五・一六軍事クーデターが起こり朴正熙が大統領に当選。1980年の五・一七の軍事クーデターを経て全斗煥が大統領に当選した。1987年6月の民衆抗争と盧泰愚の大統領当選によって新たな軍部政権が生まれ、1993年、三党合党と金泳三の大統領当選、五・一八事件と関連して全斗煥・盧泰愚の拘束、IMF管理事態の発生と金大中の大統領当選、金大中時期の金泳三前大統領次男の拘束などである。

こうして見ると、大統領が作成した核心的な政策記録物を完全に国家機関に残すことは、命とりになりかねない一種の冒険なのであり、大統領の権力が強ければ強い程、次の大統領に移管できない構造であったのが明らかである。実例として金泳三大統領が、全斗煥・盧泰愚の前職大統領を反乱首魁罪で刑務所に閉じこめた時も、全斗煥政権時に作られた第五共和国関連記録が決定的な手がかりとなったということを見れば³⁶⁾、大統領が主要な記録を残すことは、命を失うにも等しい危険な行為と判断せざるをえない歴史的事実があった。

もう一つは、大統領記録物の作成統制や移管保存に対する管理の不備、及び永久保存に対す

35) 金大統領側が後にアジア太平洋財団を改編して金大中大統領図書館を設立すると、大統領在任時の敏感な記録を密かに他に移そうとしているのではないかという疑惑が提起された。これについては、キム・ヒョンミ「金大中図書館、未完の第一歩」『週聞東亜』第389号、2003年6月19日、参照。

36) 1993年2月に発足した文民政府は、一二・一二軍事反乱事件、五・一八内乱事件の主役である全斗煥、盧泰愚の二人の前職大統領とその周辺人物たちを権力の核心から閉め出して一二・一二事件をクーデターの事件として新たに規定した。当初この事件に対する歴史的再評価で満足しようとした金泳三大統領は、盧前大統領の裏金事件を転機に、学界、在野、市民団体、学生運動圏などから特別法制定に向けた執拗な圧力をうけて、五・一八民主化運動に関する特別法(1995.12.21. 法律第5029号)を制定した。この法によって、全斗煥・盧泰愚は反乱首魁などでそれぞれ死刑と無期懲役を求刑されたが、1997年12月22日、大統領の特別赦免により釈放された(『韓国日報』、『東亜日報』など1997年12月22日付記事参照)。

る認識不足から始まったと見ることができる。政府樹立以後の記録物管理にかんする規程は、大統領記録物に関するものを別途に規定しても、結局は他の一般機関の記録物のような手続きで管理されてしまい得る。しかし、大統領とその補佐機関の権力が強大なので、下級機関において大統領秘書室の記録物管理を監督できず、記録物管理法制定以前までの韓国の記録物管理の水準は、機関から与えられるものを受けとって整理する程度の水準であったからである。

また、大統領を補佐する秘書官や長官など的大統領を補佐する担当者たちも大統領に報告した記録物を中央記録物担当機関に報告して移管することをさほど念頭に置いていなかったし、行政公務員ではないため、大統領退任のさい一緒に退任して家へ持って行って保管したり廃棄しても、今まで別に問題にならなかったためである。大統領記録物が重要だということは認識していても、永久保存されなければならない国家の財産だという認識はそれほどなかったように見える。

以上で見たように、政治的報復への警戒、管理の不備、永久保存の意識の不在などによって、前大統領やその補佐機関から持ち出したことが、民間所蔵大統領記録物が存在する理由である。

2) 民間主導の大統領記録館類の由来

韓国で民間主導で設立された大統領関連記録館類としては、「朴正熙大統領記念館」と「金大中大統領図書館」が代表的である。李承晩大統領の場合は鬱南史料館があり、他の大統領の場合は、生家を復元して展示するとか生家があった市や道の機関に関連記録を展示するといった水準にとどまっている。

第一に、韓国で大統領記録館についての論議が活発になったのは、金大中大統領期、政府が「朴正熙大統領記念館」設立に208億ウォンを寄付するとしたのに対し、学界と市民団体が問題提議をしてからのことであった。すなわち、すでに記録物管理法に「大統領記録館」設立条項があるのに、民間で前大統領を記念する記念館を建てるといってそこに政府予算が208億ウォン程度つき込まれるというが、長期軍事独裁政権の大統領を記念する建物を建てるということは国民の情緒に合わないというのであった³⁷⁾。

結局、このような学界及び市民団体からの反対世論と政治的圧力によって、「朴正熙大統領記念館」設立は中断された。記念館側が支援の前提となる500億ウォンのうち103億ウォン（20.6%）しか調達できず、自己資金負担能力を確保できなかったという理由で盧武鉉政権が補助金交付を取り消したためである³⁸⁾。

第二に、記録物管理法による初の法律的移管を推進した金大中大統領の任期終了を控えた2003年、アジア太平洋研究財団では金大中大統領図書館を建立した。大統領記録館は法律的には中央記録物管理機関で建立できるようになっているため、金大中大統領図書館は大統領記録館と見ることはできない。しかし今後、前大統領礼遇に関する法律によって、国家記録院に移

37) 朴賛勝「前掲論文」2002年、pp.2~3。

38) 朴正熙大統領記念館は、金大中大統領が発意し国会で議決された事業で、国民からの献金500億ウォンを集めれば208億ウォンを政府で支援することにしていた。しかし国民からの献金が103億ウォンに過ぎず、行政自治部では国庫補助金の交付決定を取り消して社団法人朴正熙大統領記念事業会に支援した208億ウォンは回収することとした。これによって同事業は中断することとなった（『東亜日報』2005年4月12日付）。

管した文書、視聴覚資料などを複写して展示すれば、構成内容ははるかに多様で豊かになり、実質的には大統領記録館の役割を果たすことができるだろう。

金大中大統領図書館は、築後延世大に寄贈されて2005年度には国務会議で60億を予算支援することが決まった³⁹⁾。

第三に、雲南李承晩資料室は、遺族及び企業が数十億ウォンを注ぎ込んで基金を準備した後、延世大に寄贈した。

第四に、その他の尹潽善大統領、張勉内閣首班など他の前職大統領は、ホームページに関連記録を収録したり、生家あるいは生家のある地域の道庁や市庁で展示を行っている程度である。

以上のように、民間で大統領記念館や大統領図書館が推進・設立された。まだ国家では大統領記録館が設立されていないため、既にこうして民間で設立された記念館や図書館などに対して、いかなる関係を築くかが今後重要である。

2. 大統領記録館設立についての法律規定と不備点

現行法律上の大統領記録物管理が持つ限界については先に指摘した。以下では、大統領記録館についてはいかなる法律規定があり、その不備点は何なのかについて検討してみよう。

大統領記録館は記録物管理法第8条に規定されている。第8条には「大統領関連記録物の効率的な管理と展示のために必要な場合には中央記録物管理機関の所屬下に大統領記録館を設置・運営することができる」と規定されている⁴⁰⁾。

記録物管理法で大統領記録館についての規定は、この法律以外に詳細な規定はない。法律の一項目に規定された場合は必ず施行令と施行規則で詳細な内容が扱われるのが一般的であり、大統領記録館についてのより正確な規定が設けられなければならないだろう。

それでは、韓国でいかなる大統領記録館が作られなければならないのか、大統領記録館設立のためにはどのような法律規定をしなければならないのかについて見ていこう。大体において法律規定では、設立主体の確定、任意規定を義務規定に、大統領記録館の機能、大統領記録物の所有権・統制権・管理権、非公開保護規定などについて規定しなければならない。大統領記録館については米国の実例と対比させながら述べようと思う⁴¹⁾。

まず、大統領記録館設立主体の確定問題である。米国の場合、主に大学を中心に建物を設立して国立記録庁(NARA)に寄贈する形で展開した。大統領記録館は大学の研究機能とリンクされ、クリントン大統領を含む全11ヶ所の大統領記録館(Presidential Library)と3ヶ所

39) 政府は4月12日、国務会議を開き「延世大学校金大中図書館」が推進する金前大統領記念事業費124億ウォンの48%にあたる60億ウォンを「前職大統領礼遇に関する法律」の関連規定に従い支援することに決定した。政府は今年20億ウォン、来年25億ウォン、2007年15億ウォンを支援する。金大中図書館側は、自ら調達した64億ウォン等、124億ウォンを投じて、今年から2009年まで金前大統領に関する国内外史料収集及び出版、展示室及び特殊資料保存施設設置、6.15南北共同宣言記念国際学術会議開催等を推進する予定だという(『東亜日報』2005年4月12日付)。

40) 公共機関の記録物管理に関する法律第18条(大統領記録館)。

41) ロシアやフランスの場合も大統領制を選択しているが大統領記録館という形態を帯びていないのため、国家記録院では主にアメリカの場合を参考にしてている。米国大統領記録館については、イ・サンミン前掲論文参照。

の記念館がある⁴²⁾。

韓国では、現行の記録物管理法で中央記録物管理機関において設置することができるという任意規定以外にいかなる規定もなく、さらには大統領記録館の実質的な内容を構成する民間に所蔵された記録物と民間で設立された大統領記念図書館類に対してもこれといった規定がない。

第二に、大統領記録館の機能についてである。米国の大統領記録館は、国家の重要な記録物である大統領記録物を大統領別に一ヶ所に集めて集中管理保存する。そして歴史研究者や政策研究者たちに必要な資料を提供する情報センターであると同時に、博物館展示や特別教育プログラムを通じて国民に歴史を教育し、国家の指導者としての大統領にたいする尊敬と認識を深化させ愛国心を育てる社会教育センターなのである⁴³⁾。

現行の記録物管理法における大統領記録館の機能は、「大統領記録物管理のために」という抽象的な規定があるだけである。

第三に、大統領記録物の所有権・統制権・管理権に関する規定である。現行の大統領記録物関連規定では、大統領任期中に作成された記録物については、全て政府に移管するようになっているが、次期大統領職引継委員会の備置活用権は、大統領記録物が滅失する一つの要因ともなっている。

米国では1950年、初めて連邦政府の記録物を管理する連邦記録物法（Federal Records Act）が制定され、大統領記録物を国立記録庁へ移管できるようになった。また、1955年8月には「大統領記録館法」（Public Law 373, Presidential Library Act）が上下院において満場一致で通過した⁴⁴⁾。

この法令では大統領記録物の接受のみならず、大統領記録館を建立するための土地・建物・施設を連邦総務処で接受することができるよう行政手続きを準備した。国立記録庁は、議会に対して大統領記録館の歴史記録物整理目録と財産についての報告および運営維持管理費についての業務のみ遂行した。この法は後に米国国立記録管理庁法（44 U.S.C. Chapter 21 part 2112）の一部として改訂挿入されるが、ニクソン大統領記録物の所有権紛争と公開権訴訟を契機に1978年「大統領記録物法」（Presidential Records Act）が制定されて大統領記録物は国家所有ということが確定した⁴⁵⁾。

このように、米国の場合も30余年という長い歴史的展開過程を経て、大統領記録物法も制定され、大統領記録館も現在のような形態で定着していった⁴⁶⁾。

42) <http://www.archives.gov/presidential-libraries/>、米国に設立された大統領記念館は、Herbert Hoover Library, Franklin D. Roosevelt, Harry S. Truman, Dwight D. Eisenhower, John F. Kennedy, Gerald R. Ford, Jimmy Carter, Ronald R. Ford, Jimmy Carter, Ronald Reagan, George Bush, William J. Clinton Presidential Libraryである。

43) 同上。

44) NARA, Presidential Records Act, 1978：米国の大統領記録物管理制度関連施行令の主な骨子は、イ・サンミン前掲論文、pp.8～10、参照。

45) 大統領記録物の所有権に関する法令は、ウォーターゲート事件におけるニクソン大統領記録物の所有権紛争と公開権訴訟を契機に触発されたものである。この事態により、大統領記録物は国家所有であるということを法的に規定したのである。レーガン大統領の時期からこの法が適用された。詳細については、朴賛勝前掲論文、2002年、pp.9～10参照。

第四に、大統領記録物についての非公開保護規定である。米国の場合、大統領任期終了時の全ての大統領記録物は臨時書庫に移管し、5年間の整理期間を経て12年間非公開保護ができるようになっている⁴⁷⁾。韓国の場合、全ての大統領記録物は次期大統領職引継委員会の備置活用選別後、それ以外の記録物が国家記録院に移管される。移管された記録物も「国会における証言および鑑定に関する法律」、「特別検事法」で資料提出が要求された場合、「いかなる法律にもかかわらず」資料を提出しなければならないのが実情だ。これは移管を忌避する主な原因となり、政敵による政権委譲の場合は隠匿、滅失の要因になるのである。

このように現行法律では、大統領記録物が安全かつ永久に管理されうる制度的基盤が整ったとは言えないという問題点がある。現在の大統領記録物も記録物管理法がその安全性を担保できていないのだから、記録物管理法制定以前に作成された歴代大統領記録物の管理については言うまでもない。以下ではこのような問題点を乗り越えて新たな地平を開く大統領記録館を作るために、何を参考にし、いかなる点を改善しなければならないかについて見ていこう。

3. 韓国の大統領記念館設立の新たな地平

1) 民間所蔵大統領関連記録物管理方策

すでに政府が所蔵している大統領記録物については国家的対策をある程度樹立しているのですが、ここでは民間所蔵大統領記録物の管理方策について検討してみよう⁴⁸⁾。歴代の大統領記録物収集は、記録物管理法制定以前に作成された民間所蔵の大統領関連記録物が中心となっている。李承晩大統領から金泳三大統領に至る民間保管の記録物は、すでに長年にわたって放置されているため原本が相当部分毀損されており、民間機構で管理していても原本の永久保存のために必要な消毒が行われず、また専門の書架に保存されていないため、国家的次元で管理しなければ毀損を免れない切迫した状況にある。

周知の通り、大統領関連記録物は国家の主要政策決定過程で作成された記録物であって、その資料の歴史的価値は繰り返して言うまでもない。それでも、大統領記録物の移管についての関連規定の不備と、韓国現代史の政治的激動の中で、記録物もその運命を共にして民間に散らばっているといった実情である。したがって民間に散らばっている大統領記録物の管理が急務である。その管理のためにもっとも優先しなければならないのは現況調査である。この現況調査を通じて寄贈を受けるものは受け、民間にそのまま残す場合には国家記録物に指定し、民間に置きつつ国家で管理するといった方案を樹立すればよいだろう。調査は二つの方向で進められる。まず、存命中の前職大統領や逝去した大統領の遺族、当時在任していた秘書官や長官など要職にあった人々を対象にし、次に学校や団体についての調査を進行させるのである。

46) 米国の場合、公式メールや電子記録物についても管理の専門化が開始された。米国の情報公開請求団では、大統領の公式メールを移管するのに成功した。電子記録物にかんする詳細は、William E. Underwood, *Analysis of Presidential Electronic Records: Final Report*, Georgia Tech Research Institute, 1999; Office of the Inspector General, *23rd Semi-Annual Report to Congress*, 2001、参照。

47) NARA, *Presidential Records Act, 1978*: 米国の大統領記録館については、イ・サンミン前掲論文、pp.8~10、参照。

48) 政府の大統領記録物管理の実務については、前掲拙稿参照。

大統領記録物の現況調査のために国家記録院では、2003年7月より、記録物管理法制定以前に作成された歴代大統領記録物の調査に取りかかった。そして李承晩大統領から金泳三大統領に至るまで、生存している人物は直接訪問し、逝去した人物については遺族や関連者を訪問して記録物の所在を把握した。その外にも前秘書官や長官たちが所蔵している記録物を把握した。

その結果、李承晩前大統領の関連記録は、延世大現代韓国学研究所と中央図書館で行政文書、写真など約15万枚を把握し、尹潽善大統領の関連記録は、文件写真を含む2,600件（家族写真含む）、金泳三大統領の関連記録は、動画1,500件の目録を確保した⁴⁹⁾。

その内、尹潽善大統領の関連記録は委託保存の状態であり、金泳三大統領の関連記録も動画を複製収集し整理中である。しかし、全斗煥・盧泰愚前大統領の記録については、ごく少数の記録の寄贈を受け、資料があるということは推定できるが、正確に把握することはできなかった。それならば、このように民間が所蔵する大統領記録物をどのように管理するのか。今まで寄贈誘導、委託管理、複製収集、録取録作成などを推進してきたが、それでは限界がある。したがって、民間が所蔵する大統領関連記録物特別法を制定し、根本的な対策を樹立しなければならないだろう。

その内容として、民間が所蔵する大統領関連記録物特別法を大統領記録館設立と連携して検討し、非公開保護制度を構築するのである。実質的な主要内容を構成する前職大統領記録物の収集と連携して検討すれば、前職大統領個人としては本人の大統領記録館に記録物を安全に管理できるという実利を追求できるし、国家的には主要記録を永久に保存するという実利を得られるだろう。

これは、民間に放置されている大統領記録物がこれ以上毀損されたり滅失されるのを阻止するための一方策になりうると考えられる。大統領記録館設立時においても民間が所蔵する大統領記録物を常に念頭に置きながら政策を提示していかなければならないだろう。

すでに、記録物管理法の第19条においては、民間が所蔵する記録物を回収することができるよう規定されているし、第20条においては、民間人が保有する記録物が公共機関の業務遂行とかかわって作成されたもので国家的に保存する価値が高いと認められる場合は、国家記録物管理委員会の審議を経て国家記録物に指定できるようになっている⁵⁰⁾。

このように回収に対する法律的な規定があるとはいえ、民法246条によって（一部改訂2005年3月31日、法律7428号）、取得後5年が経過すると所有権が取得されるため強制的に回収することができず（注：民法246条〔占有に因る不動産所有権の取得期間〕①10年間所有の意思で平穩、公然に動産を占有する者はその所有権を取得する。②前項の占有が善意であり過失なく開始された場合には5年を経過することによってその所有権を取得する）、国家の記録遺産が当事者たちの政治的な関係や人脈によって寄贈されているのが実情である。したがって、記録物管理法制定以前に作成されて流出した歴代大統領記録については、特別法を制定する、ないしは記録物管理法を改正して民間保有者との協議を経て根本的な対策を立てて管理する必要性がある。

49) 前掲、国家記録院「ここ1年間の政府記録保存所成果報告」参照。

50) 詳しくは、「公共機関の記録物管理に関する法律」第19条記録物の回収、第20条国家記録物の指定の条項を参照。

また、形はなくとも、経験にもとづく記憶を採録して残しておけば、大統領関連の貴重な参考資料となるだろう。特に、前職大統領自らの回顧に対する採録は、主要な時期の大統領記録がない状況では何よりも貴重な資料になり得るだろう。米国のアイゼンハワーの口述史プロジェクトは私たちに示唆するところが多い。口述史プロジェクトは、記録物だけでは明かされなかった多くの歴史的真相を収集しており、後生の史家に貴重な資料を提供した。この口述史プロジェクトを通じたインタビューの大部分は、大統領と行政府の隠された政策形成過程をかなり明らかにしてくれた⁵¹⁾。

要するに、特別法制定による大統領記録館設立を通じた寄贈誘導、口述資料収集を通じた文書記録の不完全性の補充、歴代大統領記録のための特別展示方案樹立などによって、民間で所蔵する記録物管理について根本的な対策を準備しなければならないだろう。

2) 韓国の大統領記録館設立の基本方向

それでは、韓国での大統領記録館の設立基本方向について検討してみよう。先に見たように、米国の場合にも、大統領記録物の所有権が政府にあることが認められるまでには、記録物管理法が成立してから50年の時間がかかった。その間、大統領記録物所有権確定のための学界と法律家たちの努力と国立記録庁の説得などが重要な役割を担った。とりわけニクソン大統領が辞任後自分の記録物の公開に対して統制権を行使しようとしたことが主な契機となった。

韓国では2000年に記録物管理法が施行され、5年が経過した。その間いろいろ改訂されなければならない記録物管理法の条項が発見され、大統領記録物の管理についても、国家記録院内の努力と学界と市民団体の問題提議から何らかの代案を提示しなければならない状況になっている。

よって韓国でも記録物管理法以外に大統領記録物管理法が別途に制定される必要があるのかについてから検討されなければならないと考える。すでに政府の記録革新管理チームではこうした問題について政策的に検討している。大統領記録館設立の方向について、主体側の多くの検討がなければならないが、検討過程では、公聴会、シンポジウム、前職大統領の意見収約などを経て、形式的ではなく実質的な次元で、民主的な手続きを経て進められなければならないだろう。

現在、国家記録院における大統領記録物の管理は、各級機関の大統領記録物までを統合管理しており、大統領記録館については、城南の新築書庫に別途のブースと別途の展示館を作って大統領記録物を統合管理すべく推進中である⁵²⁾。

大統領記録物管理をめぐる論議は、徐々に具体化し、現実化される見込みである。中央記録

51) アイゼンハワー大統領記録館設立以後、歴史家たちは、行政府の閣僚と大統領側近人物にインタビューを行い、口述史歴史資料を収集し始めた。アイゼンハワー口述史プロジェクトは、記録物だけでは明かされなかった多くの歴史的真相を収集し、後生の史家たちに貴重な資料を提供した。この口述史プロジェクトを通じた、インタビューの大部分が、大統領と行政府の隠された政策形成過程をかなり明らかにした。但し、証言を残す人々が往々にして自分の功罪を客観視することが難しいため、厳密な方法論と標準質問リスト、間違いを発見し是正する方法論などが研究され、また、インタビュー遂行者にたいする教育が行わなければならないだろう。イ・サンミン前掲論文、pp.39～40、参照)。

物管理機関である国家記録院では、大統領記録館の設置方法について様々に検討中であるが、民間で所蔵されている歴代大統領記録物管理と連関させて政策を樹立することが必須であろう。

まず、統合大統領記録館を設立し、その後寄贈を受けるという形をとることも可能だろうが、非常に政治的な部分であり、必ず法律的に安全装置を整えて、前職大統領が所蔵している現代史の証拠記録が安全に国家で管理できる基本的枠組みを整えることを目標にしなければならないだろう。その理由は、原本がすでに相当毀損されている点、すでに民間で所有している記録物の原本は私有化されている点、前職大統領の遺族が生きていてまだ政治的影響力を持っているといった点などがあるためだ。このような事情を考慮しないと、民間に所蔵されている大統領記録物は、再び隠匿という闇の中に入ってってしまうだろう。

上のような設立方向を前提に、大統領記録館設立のためには、より詳細な規定が明確に決められる必要性があり、それは宣言ではなく具体的に次のような事が法律的に明確に規定されなければならないだろう。

第一に、大統領記録館の設立主体と設立形態を明確にする必要がある。現在、記録物管理法第8条では、中央記録物管理機関の下に大統領記録館を設置することができるとなっているだけだ。まず、現行の法律で大統領記録館を設立する場合の設立主体は、中央記録物管理機関長になる⁵³⁾。現在の国家記録院の場合、実質的に大統領記録物の整理室・別途書架が設置されており、大統領記録物をプログラムを開発して別途管理している。しかし専門管理人員が著しく不足しているのが実情であり、大統領記録物管理体系についてもさらに研究する必要がある。

しかし大統領記録館設置規定が任意規定になっているため、政治的力学関係によって大統領記録物管理について別途の特別法を作ることも可能であるから、現行主体の中央記録物管理機関と大統領記録館の役割と関係を法律的に明確にする必要がある。この場合、大統領記録物管理と大統領記録館の本来の目的である、永久保存と社会教育の達成を目指すものでなければならないからである。

第二に、大統領記録物の所有権を明確にする必要がある。現行の大統領記録物にかんする規定は、法律によって政府がその所有権を持つようになるが、記録物管理法制定以前に作成された前職大統領や遺族が所有する記録物については所有権問題が確かではない。民法第246条においても動産は5～10年が経過すると所有者の所有権が取得されるものであって、すでに前職大統領の記録物は、法律的には個人の所有になってしまう。したがって、この問題について個人的な理解と社会的合意と法律的規定を必ず成立させねばならない。

第三に、非公開保護問題の定立である。これは、前職大統領が自ら所有する記録物を国家機関に移管した場合、非公開保護とならないのを憂慮して移管を忌避してしまう点が勘案されるべきである。特にこの問題は原本の永久保存のために必ず法律的に規定されなければならない。

現行の記録物管理法と公共機関の情報に関する法律においても30年間非公開保護規定がある

52) 大統領記録物管理のために、国家記録院では、大統領記録物管理機能をより専門化させなければならない。また、さまざまな政策的設計過程を中長期的に樹立して推進しなければならないだろう（行政自治部、2005年業務報告）。

53) 記録物管理法第8条（大統領記録館）。米国の場合も大統領記録物と大統領記録館の管理主体は、国立記録庁（NARA）である。

が、「国会における証言および鑑定にかんする法律」には「いかなる法律にもかかわらず」、国会常任委員会で資料を要請する場合は資料を提出しなければならないという規定があるので、究極的には資料を保護することができない。したがって大統領記録物の永久保存のためには窮極的に立法府である国会法との調整をしなければならない。

第四に、大統領記録館の役割を明確に規定しなければならない。現在、国家記録院では、大統領記録物の永久保存とサービス閲覧に重点を置いている。

米国の場合、大統領記録館は大統領記録物の集中保存、情報提供センター、博物館の展示、特別教育プログラムを通じた歴史教育の現場、大統領にたいする認識と愛国心を養う社会教育センターとして機能している。国家記録院で城南の書庫に設置する予定である大統領別ブースおよび展示館の設置も、現行の大統領記録物管理についての保存と展示機能に限定されている。したがって韓国に設置される大統領記録館の役割と目的がより確かに規定されなければならないだろう。

V. 結論

以上で見たように、韓国の大統領記録物の管理は、大統領関連規定と法律の移り変わりを見ると、民主化の発展と共に変遷してきた。国家の記録物管理は中央集的になっており、大統領記録物管理も中央集的に成り立ってきた。米国の場合でも、大統領記録館法が作られてからおよそ23年を経過した時点で、大統領記録物の完全な国家所有権、統制権が確定された。韓国でも1948年の政府処務規定で大統領記録物を特類として管理し、1987年に大統領記録物の作成現況報告と移管規定が作られ、2000年に大統領関連記録物についての作成現況報告と移管規定が法律的に確定された。しかし、大統領記録物の安全な管理のためには、まだ不完全な部分がたくさん残されている。大統領記録館に関しては、中央記録物管理機関所屬下に設置することができるという規定があるだけである。

したがって、大統領記録物管理と大統領記録館に関する規定は、長期的で政策的な判断によって、より詳細な規定が作られなければならないだろう。

大統領記録物管理に関連して推進しうる方案は、大きく二つであろう。一つは現行法律を改訂して中央記録物管理機関傘下到大統領記録館を設置することができるという任意規定を義務規定に改め、細部施行令及び施行規則を作って推進する方法である。もう一つは、大統領記録館の実質的な内容を構成する、民間所蔵の大統領記録物を安全に永久保存するために、特別法を制定して大統領別到大統領記録館を作って国家で委託管理する方法である。

どちらの場合でも次の規程がきちんと反映されなければならないだろう。第一、大統領記録館建立の主体についての法律的整備。第二、大統領記録館の役割についての法律的整備。第三、国家記録院と大統領記録館の関係についての整備。民間主導の大統領記念図書館の寄贈形態についても一定の規程が必要である。第四、前職大統領を含む民間で所蔵している大統領関連記録物の所有権・占有権・統制権についての法律的確定などである。

韓国の大統領記録物は、激変する政治的状况に比例して深い歴史的感性を持っている。いかなる方案であれ、この点を考慮して大統領記録物管理方案が樹立されなければならないであ

ろう。

現在国家的次元で進行しているのは、国家記録院の活動である。国家記録院では2007年完工予定の城南の書庫新築時、大統領記録物管理のための大統領別専用整理室、書庫、展示館などを別途設置する予定で基本設計が完了したところである。今後、別途に象徴的な大統領記録館の建物を新築することの可否については、中長期の計画として検討中である。

そして最近、記録革新委員会では「大統領記録館設置」について検討している。「中央記録物管理機関傘下に大統領記録館を設置することができる」という現規定がどのように展開していくのか、帰趨が注目される。

大統領制の下で大統領記録館がいかなる形式で設置されるのかについては、前職大統領をはじめとして国民の共感が必要である。米国でも前職大統領が大統領記録物を国家に寄贈するのに国立記録庁をはじめとして多くの史家がおよそ20余年を費やし、その結果、現在のような10ヶ所の大統領記録館ができ、建物は別としてもその中の大統領記録物は国家の所有として確定されるに至った。

このような事例を見ても、民間で所蔵されている大統領記録物を国家の所有とすることは、永久保存を通じて国家の遺産にするという点で、韓国の大統領関連記録物管理に対する歴史的義務である。大統領記録館設立にかんしては、中央記録物管理機関と革新委員会を中心に、行政府、立法府は勿論のこと、前職大統領、学界、市民団体からの貴重な意見を吸い上げつつ、韓国の実情に合う最も合理的な大統領記録館を設置することができるようにしなければならない。

大統領記録館は、大統領記録物をより安全に永久保存し政策的社会的な役割を果たすよう作られるものである。この設置は、いずれか一方に偏ったものではなく、公平無私に大統領記録物が永久保存されるよう誘導する一つの契機とならなければならない。特に政治的激動過程を経て多くの大統領記録物が遺失したり廃棄された経験を持つ韓国の歴史的現実に鑑みれば、こうした考えはいっそう切実なものとなるといえよう。